

歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用カーバイド切削器具 JMDN70744000

ダイヤモンド HP

【形状、構造及び原理等】

作業部の形態の違いにより、以下の20種がある。

FIG.1

バーNo.	1/4	1/2	1	2	4
	5	7	8	—	—

FIG.2

バーNo.	33 1/2	34	35	37	—
-------	--------	----	----	----	---

FIG.33

バーNo.	699	700	701	702	703
-------	-----	-----	-----	-----	-----

FIG.33L

バーNo.	699L	700L	701L	—	—
-------	------	------	------	---	---

【使用目的又は効果】

タングステンカーバイド製の作業部をもつ。歯科用金属、義歯床、陶材等の研削に用いる。

【使用方法等】

- 1) 本品を歯科技工用ハンドピース等に装着する。
- 2) 歯科技工用ハンドピースにより本品を回転させる。
- 3) 回転させた本品を技工物に押し当て、研削を行う。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1) ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2) 予め予備回転させて、振れがないことを確認すること。
- 3) 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。

【使用上の注意】

①以下の回転数を超過して使用しないこと。

バーNo.	最高回転数
1/4、1/2、33 1/2	110,000rpm
1、34、699、699L	90,000rpm
2、35、700、700L	70,000rpm
4、37、701、701L	53,000rpm
5、702	40,000rpm
7、8、703	30,000rpm

- ②損傷、変形(表面キズ、曲がり)等のあるものは、使用しないこと。
- ③目の損傷を防ぐために、保護めがね等を使用すること。
- ④本品を扱う際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用すること。
- ⑤本品は、【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑥本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社カム・ネッツ

住 所：〒578-0903

大阪府東大阪市今米1丁目17番12号

電 話 番 号：072-966-4180

F A X 番 号：072-963-4182

E・M a i l：info@come-nets.net

外国製造所：ダイアスイス

DIASWISS SA

国 名：スイス